

資源エネルギー庁
資源・燃料部 石油精製備蓄課
委託事業

令和 3 年度

燃料安定供給対策に関する調査

(石油業界における災害時燃料供給体制のあり方等に関する調査)

報告書

令和 4 年 3 月

東京海上ディーアール株式会社

目次

1. 事業の目的と概要.....	2
1.1. 事業の目的	2
1.2. 事業の概要	2
2. 系列 BCP の格付け審査の実施概要の設計	4
2.1. 令和 2 年度までの系列 BCP 格付け審査の取組と石油精製・元売各社の達成状況	4
2.2. 令和 3 年度系列 BCP 格付け審査の実施概要の決定	6
2.2.1. 系列 BCP 格付け審査委員会の立ち上げ	6
2.2.2. 今年度の重点確認事項.....	6
2.2.3. 系列 BCP 格付け審査スケジュール	6
3. 系列 BCP 格付け審査の実施.....	8
3.1. 評価項目及び評価基準等の見直し	8
3.1.1. 評価項目の見直し及び試行審査項目の追加.....	8
3.2. 石油精製・元売各社向けの説明会の実施.....	9
3.3. 文書審査.....	9
3.3.1. 文書審査の結果（全体像）	9
3.3.2. 個別評価の評価結果の分布	11
3.4. 格付け審査結果のフィードバック	12
4. 現地調査の実施	13
4.1 調査項目の設定	13
4.2 現地調査.....	13
4.2.1 現地調査の実施.....	13
4.2.2 現地調査の結果.....	14
4.3 現地調査結果のフィードバック	20
5. 石油業界全体としての取組の方向性及び今後の本事業に関する提言	21

1. 事業の目的と概要

1.1. 事業の目的

石油製品は、国民生活や経済活動に必要不可欠であり、特に災害時においては、可搬性・貯蔵性に優れるという性質から、エネルギー供給の「最後の砦」とされる。このため、大規模災害発生時においても、石油製品の安定的な供給体制を維持する必要がある。

このため、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく災害時石油供給連携計画を政府とともに実行する責務や平成 27 年 4 月 1 日から災害対策基本法上の指定公共機関の責務を担う石油精製・元売会社※（以下「石油会社」という。）は、平成 25 年度に、製油所から系列サービスステーション等の末端供給までを包含する自社系列全体の事業継続計画（以下「系列 BCP」という。）を策定した。その後、毎年度、石油会社が策定した系列 BCP の格付け審査を通じ、石油業界の災害対応能力の向上を図ってきた。引き続き、災害時の石油供給に係る対応能力を強化し、その実効性を担保するためには、系列 BCP の不断の見直しを継続することが必要である。

本事業では、有識者で構成される委員会を設置し、系列 BCP の格付け審査を実施することなどにより、石油会社に対して系列 BCP の不断の見直しを促し、ひいては石油業界の一層の災害対応能力の向上を図ることを目的とする。

※ ENEOS 株式会社、出光興産株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社及び太陽石油株式会社の計 5 社。

1.2. 事業の概要

① 系列 BCP 格付け審査委員会の設置

企業の BCP 等に精通する有識者（4 名程度を想定）で構成される、系列 BCP 格付け審査委員会（開催回数：3 回程度）を設置する。委員は提案書において提案することとし、資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課担当者（以下「担当者」という。）と協議の上、決定する。

② 系列 BCP 格付け審査の実施

上記①の系列 BCP 格付け審査委員会の助言を踏まえながら、石油会社の系列 BCP について実効性が確保されたものになっているか、必要に応じヒアリングを行いつつ、格付け審査を行い、各社に対してその結果のフィードバックを行う。

なお、格付け審査の評価項目及び評価基準※は、昨年度事業で用いたものを基本とするが、必要に応じて見直しを行うこと。また、系列 BCP は担当者より受託者に提示する。

※ 昨年度事業における評価項目等は、下記 URL を参照のこと。

令和 2 年度燃料安定供給対策に関する調査（石油業界における災害時燃料供給体制のあり方等に関する調査）報告書

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000086.pdf

③ 現地調査の実施

石油会社の系列 BCP の実効性向上を目的として、製油所等の現場レベルで系列 BCP の取組が徹底されているかを確認するための現地調査（1 社あたり 1 箇所、計 55 箇所程度を想定）を実施し、その結果を上記②の格付け審査結果とともに各社に対しフィードバックを行う。

なお、現地調査については、昨年度事業の検討結果をもとに、また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、担当者と協議の上、実施することとする。

④ 調査報告書の取りまとめ

上記①～③の調査結果を調査報告書として取りまとめる。

2. 系列 BCP の格付け審査の実施概要の設計

2.1. 令和 2 年度までの系列 BCP 格付け審査の取組と石油精製・元売各社の達成状況

昨年度までの系列 BCP 格付け審査では、首都直下地震や南海トラフ大地震等の大規模災害時においても、「早期に平常時の 1/2 程度の入出荷機能を確保」するため、発災後にも迅速に回復すべき 6 つの機能と 18 の個別項目について、各社の取組の充足状況を継続的に評価してきた。令和元年度までに、全ての石油会社において、「供給回復目標を 1 日と設定し、各項目において石油連盟の BCP ガイドラインに沿った文書の整備と訓練を実施する、タイムラインが浸透しているなど、全ての項目で「優」に相当するレベルの取組が実施されており、BCP の取組のベースとなる計画について、一定の水準に到達している」と評価された。

他方、平成 30 年の北海道胆振東部地震等を通じて、災害時における石油供給体制の一層の強靱化の必要性が確認されたことから、令和元年 10 月に石油連盟は「地域的な地震・津波等に対する石油会社の BCP ガイドライン」を策定し、「地域的な地震・津波発生時にも、平時と同程度の出荷能力を維持」するという、より高い業務継続目標を示した。

こうした業界の動きを受け、令和 2 年度の格付け審査では、「地域的な地震・津波発生時にも、平時と同程度の出荷能力を維持」するための取組状況を把握することを目的として、試行的な審査を実施した。その結果、供給回復目標の設定や、ボトルネックの特定等の項目において、課題があることが分かった。

そのため、今年度は既存の目標に加え、新たに「地域的な地震・津波等発生時にも、平時と同程度の出荷能力を維持」するという目標を追加した上で、審査を実施した。

表 1：これまでの系列 BCP 格付け審査の実施状況

	取組のベースとなる規定等	系列 BCP 格付け評価
平成 25 年度	巨大地震等に対する石油会社の BCP ガイドライン（石油連盟）	取組のベースとなる計画の確認 ・ガイドラインに対する文書の充足度 ・訓練の実地状況の確認
平成 26 年度	国土強靱化アクションプラン	
平成 27 年度		訓練視察を通じた訓練の実効性の確認
平成 28 年度		
平成 29 年度		
平成 30 年度		ヒアリングを通じ、今度の取組について検討
令和元年度		系列 BCP 統一フォームと対面審査による取組状況の確認
令和 2 年度	地域的な地震・津波等に対する石油会社の BCP ガイドライン（石油連盟）	系列 BCP 統一フォームによる取組状況の確認 地域的な地震・津波等に対する対策を試行審査として実施

なお、評価基準は以下の通りである。

【系列 BCP 格付け審査の評価基準】

系列 BCP の評価項目(全 18 項目)に対する石油精製・元売会社の取組の充足状況を「優」、
「良」、「可」、「不可」の 4 段階で評価している。また、各個別項目の評価結果に基づき、
「S」、「A+」、「A」、「B+」、「B」、「C」の 6 段階で総合評価を実施している。各個別項目の
評価基準、及び総合評価の評価基準は次の通り定義している。

表 2：個別項目の評価基準

優	特に優れた取組（特に周到な準備や創意工夫が備わったもの）
良	優れた取組
可	最低限のレベルは満たしている取組
不可	最低限のレベルを満たしていない取組

表 3：総合評価の評価基準

S	個別項目の評価が「優」のみ
A+	個別項目の評価のうち、「優」が 5 割以上を占め（供給回復目標は「優」）、かつ「可」も「不可」もない
A	個別項目の評価のうち、「優」と「良」の合計が 5 割以上を占め（「優」のみで 5 割以上のケースを除く。供給回復目標は「優」か「良」）、かつ「不可」がない
B+	個別項目の評価のうち、「優」と「良」の合計が 5 割未満だが一つ以上あり、かつ「不可」がない
B	個別項目の評価が「可」のみ
C	個別項目の評価のうち、一つでも「不可」がある

2.2. 令和3年度系列BCP格付け審査の実施概要の決定

2.2.1. 系列BCP格付け審査委員会の立ち上げ

系列BCP格付け審査は、系列BCP格付け審査委員により構成される系列BCP格付け審査委員会によって、石油精製・元売各社の取組状況を確認し、評価することで実施する。令和3年度系列BCP格付け審査委員会の構成員は下記の通り。なお、構成員については、地震対策及びBCP分野で高い知見を有し、加えて石油業界における当該取組にも精通した専門家を選定した。

表4：令和3年度系列BCP格付け審査委員会 構成員

氏名	所属
渡辺 研司 座長	名古屋工業大学 大学院工学研究科 社会工学専攻 教授
福和 伸夫 委員	名古屋大学 減災連携研究センター 教授
亀村 勝美 委員	公益財団法人 深田地質研究所 顧問
湯浅 恭史 委員	徳島大学 環境防災研究センター 助教
指田 朝久 委員	東京海上ディーアール(株) 主幹研究員

2.2.2. 今年度の重点確認事項

令和2年度の系列BCP格付け審査結果等を踏まえ、今年度の系列BCP格付け審査において、重点的に確認すべき事項を以下の通り検討した。

【系列BCP格付け審査における重点確認事項】

- ・ 地域的な地震・津波への対応に向けた取組が進められているか。また、課題を抽出し、当該課題を踏まえた今後の対応方針が明確になっているか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言や南海トラフ地震の臨時情報等、政府方針が出された場合の対応を検討する等、災害への取組を更に向上させ、事業継続能力の維持・向上がなされているか。
- ・ 早期出荷再開に向けて、基地周辺道路の耐震化や優先啓開等の必要な対策が実施されるよう、自治体等との連携を図っているか。

2.2.3. 系列BCP格付け審査スケジュール

今年度の系列BCP格付け審査スケジュールは次の通りである。

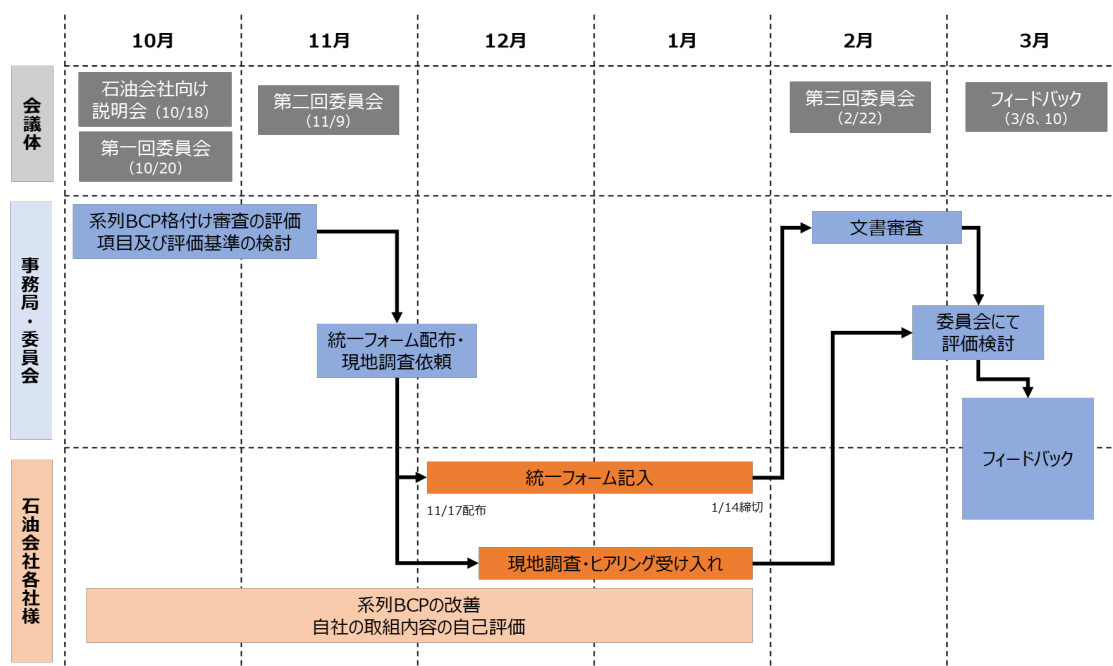


図 1：系列 BCP 格付け審査の実施スケジュール

3. 系列 BCP 格付け審査の実施

今年度の系列 BCP 格付け審査の実施の流れは以下の通り。

① 評価項目及び評価基準等の見直し

令和 2 年度の系列 BCP 格付け審査結果（試行審査含む）を踏まえ、評価基準の改定を実施した。

② 石油精製・元売各社向けの説明会の実施

今年度の系列 BCP 格付け審査に関する石油精製・元売各社向けの説明会を実施し、格付け審査の実施方法の周知を行った。

③ 文書審査

今年度の評価項目等を示した統一フォームを各社へ配布し、各社記入後、系列 BCP と共に提出いただいた。評価基準に従って、文書審査を実施した。

④ 審査結果のフィードバック

系列 BCP 格付け審査結果のフィードバックを、各社につき 1 回約 30 分程度、オンライン形式にて実施した。

3.1. 評価項目及び評価基準等の見直し

3.1.1. 評価項目の見直し及び試行審査項目の追加

今年度の評価項目は、以下の観点で見直しを行った。

- ① 地域的な地震・津波への対応に向けた取組が進められているか。また、課題を抽出し、当該課題を踏まえた今後の対応方針が明確になっているか。
- ② 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言や南海トラフ地震の臨時情報等、政府方針が出された場合の対応を検討する等、災害への取組を更に向上させ、事業継続能力の維持・向上がなされているか。
- ③ 早期出荷再開に向けて、基地周辺道路の耐震化や優先啓開等の必要な対策が実施されるよう、自治体等との連携を図っているか。

①については、地域的な地震・津波に対する復旧目標等を新たに加えた評価項目を設定した。本見直しによって、これまでの格付け審査項目に、より高い目標が追加されることとなった。

②については、統一フォームの記入欄の見直しを行い、各社の取組状況を確認した。

③については「供給回復目標の達成に必要な機能の確認」の B-13（対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集）において、以下の観点で新規項目を追加した。

- ・ 発災時の基地からの出荷再開に向けた対応について、関係する所在自治体等を把握している。（都道府県・市町村に対する周辺道路の優先啓開、警察に対する停電時のローリー先導等）
- ・ 発災時の基地からの出荷再開に向けた対応について、所在自治体等と意見交換等し、依頼・合意している。（都道府県・市町村に対する周辺道路の優先啓開、警察に対する停電時のローリー先導等）

3.2. 石油精製・元売各社向けの説明会の実施

今年度の系列 BCP 格付け審査の実施方針等の周知のため、以下の通り説明会を実施した。

表 5：説明会スケジュール

日時	場所
令和 3 年 10 月 18 日（月） 10:00～11:00	石油連盟 会議室

3.3. 文書審査

3.3.1. 文書審査の結果（全体像）

各社が記入した統一フォーム及び系列 BCP の内容を踏まえ、系列 BCP 格付け審査委員で構成される系列 BCP 格付け審査委員会において評価委員会を開催し、系列 BCP 格付け審査委員の合議にて系列 BCP 格付け審査結果を決定した。

今年度の評価結果は、4 社が「S」評価、1 社が「A」評価を獲得し、取組のベースとなる計画については、石油連盟が令和元年 10 月に策定した「地域的な地震・津波等に対する石油会社の BCP ガイドライン」で求める水準で整備されつつあることを確認することができた。

また、各社においては、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、昨年度の反省を活かし、リモートによる対策本部運営訓練を改善する等、環境変化を踏まえた取組を継続していた。感染症蔓延下における複合災害等を見据え、対策本部の機能確保に向けた検討が進められていることが確認できた。

さらに、早期出荷再開に向け、基地周辺の自治体等との連携を図るべく、会議等での各種調整や共同訓練の実施等、各社において様々な対策を講じていることが確認できた。

3.3.2. 個別評価の評価結果の分布

個別項目の評価結果の分布は以下の通り。記載の数字は社数である。

表 6：個別項目の評価結果の分布

個別項目		不可	可	良	優
A-1.	供給回復目標			1	4
B-1.	本社機能確保				5
B-2.	安否情報の収集				5
B-3.	受注・配車業務の維持				5
B-4.	タンクローリーの確保				4
B-5.	ドラム缶輸送の確保				4
B-6.	S S の営業状況の情報収集				4
B-7.	S S の営業の応援支援				4
B-8.	S S の復旧支援				4
B-9.	対象とする基地の被害情報、在庫情報の情報収集				5
B-10.	対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集				5
B-11.	被災した対象とする基地の支援				5
B-12.	装置や設備の安全確認を行い、被害情報、在庫情報を収集し、本社等へ報告				5
B-13.	対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集				5
B-14.	対象とする基地の早期復旧				5
C-1.	増産計画の策定				4
C-2.	石油製品の手配及び輸送				5
C-3.	他社又は海外からの石油製品の調達				5

3.4. 格付け審査結果のフィードバック

今年度の格付け審査結果のフィードバックを、令和４年３月８日（火）及び１０日（木）に各社１回、約３０分程度で実施した。フィードバックでは、今年度の格付け審査結果について事務局から説明を行った後、質疑応答を行う流れで実施した。フィードバックの実施概要は以下の通り。

表７：フィードバックの実施概要

社名	日時
富士石油株式会社	令和４年３月８日（火）13:00～13:00
太陽石油株式会社	令和４年３月８日（火）13:30～14:00
出光興産株式会社	令和４年３月８日（火）14:30～15:00
ENEOS 株式会社	令和４年３月８日（火）15:00～15:30
コスモエネルギーホールディングス株式会社	令和４年３月１０日（木）15:30～16:00

4. 現地調査の実施

現地調査の実施の流れは以下の通り。

① 調査項目の設定

石油会社の系列 BCP の実効性向上を目的として、製油所等の現場レベルで系列 BCP の取組が徹底されているかどうか確認するため、発災後 24 時間以内の対応のうち、特に緊急入出荷に関する一連の流れについて、現場における具体的な対応を調査項目として設定した。

② 現地調査の実施

各社とも現地往訪（またはリモート）にて、調査項目に係るヒアリング及び現地確認を 3 時間 30 分で実施した。調査結果として、全般的な状況の概要及び各社で見られた課題や好事例をまとめた。

③ 現地調査結果のフィードバック

現地調査結果のフィードバックを、系列 BCP 格付け審査評価結果フィードバックと同時に実施した。

4.1 調査項目の設定

調査項目については、系列 BCP に基づく発災後 24 時間以内の対応のうち、特に緊急入出荷に関する一連の流れについて、現場で具体的にどのような対応が行われるのかという点を対象にした。また、重点テーマとして「現場における初動（停電時の対応等中心）」「現場における委託先（請負先等を含む）の事業継続」を設定した。

なお、今回の現地調査は、各社における取組の実態を把握するため、今年度の系列 BCP 格付け審査の結果には反映しないこととした。

4.2 現地調査

4.2.1 現地調査の実施

現地調査は次の日程にて実施した。当初、全ての調査先に実際に往訪予定であったが、新型コロナウイルス感染症の再拡大の状況を受け、一部リモートでの対応に変更した。

表 8：現地調査の実施概要

日時	社名	調査先	備考
令和 3 年 12 月 13 日（月） 13:30～17:00	富士石油株式会社	袖ヶ浦製油所	
令和 4 年 1 月 13 日（木） 13:00～16:30	太陽石油株式会社	四国事業所	リモート 実施
令和 4 年 1 月 17 日（月） 13:00～16:30	出光興産株式会社	千葉事業所	
令和 4 年 1 月 18 日（火） 13:00～16:30	ENEOS 株式会社	根岸製油所	
令和 4 年 1 月 21 日（金） 13:00～16:30	コスモエネルギー ホールディングス株式会社	千葉製油所	リモート 実施

また、現地調査の当日は、調査先により多少前後はあるものの、概ね以下のような流れで実施した。

表 9：現地調査当日の流れ

時間	所要時間	内容
13:00-13:45	45 分間	調査先からの説明・ヒアリング 会社及び製油所の概要、BCP や災害対策、緊急入出荷の流れの概要、製油所レイアウト等について説明。
13:45-14:00	15 分間	(現地調査準備)
14:00-15:30	90 分間	現地確認 主に緊急入出荷の流れに即し、実際のサイトを確認。 (リモート実施の調査先については、事務局から送付した機材を用いて実施。)
15:30-16:30	60 分間	質疑応答

4.2.2 現地調査の結果

今回の調査では、主に発災後 24 時間以内の対応のうち現場における緊急入出荷に関する一連の流れを確認した。その主な流れに沿って、現地調査当日に聞き取った内容を踏まえ、全般的な状況の概要及び各社で見られた課題や好事例をまとめる。

<避難是非判断・対策本部設置判断>

概要	緊急入出荷や BCP 対応の前段階の対応として、火災やガス漏洩、津波等の発生時には防災管理者等の指示のもと避難行動がとられる。 各社とも対策本部設置の判断は所在場所の震度に基づき決定しているが、会社により震度 5 弱から 6 弱と幅がみられた。また、対策本部の設置場所は、その設置予定場所の状況を確認した上で設置という流れになっている。
課題	* 対策本部の安全確認基準が不明確 対策本部設置場所の安全性について、基本は目視での確認で行うとする一方、具体的な基準がないとしている会社がみられた。
好事例	* 対策本部設置場所の竣工が新しい 対策本部設置予定の建屋が東日本大震災以降の竣工であるため、ハード面における安全性を確保している会社があった。

<出荷関連設備の確認>

概要	出荷関連設備として主に出荷用のタンクや配管等の確認が行われる。 各社とも安全点検自体は各持ち場の人員が実施する手順となっている。
課題	* 確認作業は相応の時間が必要 日中は応援者がいる前提で 6 時間程度、夜間の場合は更に時間がかかる、また油漏洩などがあった場合はその対応が優先されるので更に時間がかかるなど、確認作業は相応の時間が必要とみられた。ただし、安全優先の観点から致し方ない場合もあると思われる。 * 非常用発電機起動時のリソースが不確定 停電時の対応として、各社とも非常用発電機を準備している。その起動に際しては、停電とともに自動起動のものがある一方、人力等による機材の運搬や接続作業を行う必要がある会社、更にその作業を協力会社と共同で行う想定となっている会社がみられた。その際の協力については、口頭でのお願いや訓練等を共同で行うことで認識は揃えてあるとしているものの、その協力内容について契約締結等には至っていない場合もみられた。したがって、それらリソースが整わない場合には、非常用発電機が起動できず、出荷の遅れにつながる懸念がある。 * 非常用発電機用の燃料補充の方法 非常用発電機の燃料補充について、税法上の理由で自社内での供給ができず、構外のガソリンスタンドで購入せざるをえない状況であり効率が悪いという意見がみられた。
好事例	* 非常用電源使用不可時のバックアップの準備

	非常用発電機の使用不可時に備え、更にそのバックアップとしてダイアフラムポンプを別途倉庫に準備してある会社があった。（ただし、その場合、24 時間以内の 2 分の 1 出荷は困難であり、対応可能な範囲での出荷となる。）
--	--

<製品出荷オーダーの確認>

概要	出荷すべき製品のオーダー状況はシステム上で確認されているが、各社とも基本的に本社で管理しており、地震発生後、仮に製油所が停電した場合もシステム自体への影響は少ないとしている。 実際の対応方法は、平時と通信手段が異なるのみで、本社等と電話等の通信が繋がっていれば対応可能とする、オーダーを一旦キャンセルまたは停止した上で被災状況等を見て再開していく等の対応がみられる。
課題	* 対応が流動的なところが残るおそれ オーダーを一旦キャンセルして、被災状況を見た上で対応を判断するとしている会社では、その後の供給の優先度は決めているものの、ある程度事態を見ながら判断していくとしており、流動的な対応となるおそれがある。
好事例	* 本社停電時での対応策の準備 本社等で停電が発生し対応不可となっても、運送会社による手配作業にてオーダーは確認されるため、対応可能としている会社があった。

<構内道路の状況の確認>

概要	出荷用ローリーが通過する経路等として、構内道路の状況を確認することとなっているが、各社とも構内道路の確認は、事業所内の人員が目視する手順となっている。また、仮に構内道路に被害があっても他のルートで対応可能となっている。
課題	—
好事例	—

<協力会社・委託先の状況確認>

概要	出荷に係る作業で協力会社や委託先等を利用している場合には、その協力可否を確認する必要がある。 緊急入出荷時における対応としては、自社で対応する予定の会社、協力会社や委託先の協力が必要だが構内常駐しているので支障は出ないとする会社、協力会社や委託先の協力を想定しているもののその明文化はなく、夜間宿直等もない会社、という 3 つのパターンに分かれた。
課題	* 被災時協力を想定している協力会社・委託先との認識確認 被災時の協力を想定している会社に対して、自社の BCP の共有や共同での訓

	練は行っているものの、協力に係る契約締結がなされていないケースがみられた。この場合、当該社が協力会社・委託先に協力を想定している内容と、協力会社・委託先との認識が合っているかどうか懸念として残る。 *被災時の通信手段 自社外との通信（電話等）が使用できない場合、協力会社・委託先等との連携方法を懸念している会社があった。（災害時優先電話や MCA 無線等を含め今後検討していくとしている。） *全体での訓練実施 協力会社や委託先との訓練は、それぞれの担当業務の範囲で該当する訓練を実施している場合が多い。ただ、そのような部分的な訓練だけでなく全体としての訓練の実施については今後要検討としている会社がみられた。
好事例	*自社及び子会社の防災時自動参集 全て自社及び 100%子会社で対応している会社で、自社、子会社ともに夜間常駐や防災時自動参集としている会社があった。

<交通（道路、鉄道、道路等）の確認>

概要	構内は製油所で確認する一方、周辺の国道等の情報については、製油所が確認する会社と本社が確認する会社に分かれた。 また、道路を管轄する行政組織との関係構築状況も各社で差がみられた。
課題	*情報収集の役割・確認方法が不明確 緊急入出荷の際に使用する国道の情報は、参集する社員の情報をもとに情報収集することになっているものの、その役割分担や確認方法までは明確化していない会社がみられた。（当該社では国道の使用不可により、要員の参集や出荷に影響するおそれあり） *自治体との連携の場の設定 構内から国道につながる市道の道路啓開について、その自治体と何らか間接的にやり取りする機会はあるとしても、所管する自治体の該当部署に直接やり取りする機会がなく、今後どのようなチャネルを通じ、どのような関係を築いていくかが課題という意見があった。 また一企業では動きづらいため、近隣の事業者とともに企業群として対応を検討する必要がある旨の言及も見られた。
好事例	*周辺道路のボトルネックの認識 構内から国道や高速道路までつながる道路にある橋梁にボトルネック（大型トラックは通れないおそれ）があると認識し、行政機関と協議を開始している会社がみられた。また、近隣国道に繋がる市道被災時の対応を定めている会社も

	みられた。 *道路啓開のカウンターパートの把握 道路啓開に係る調整は、会社側の担当者とカウンターパート側を定め、事前の自治体との調整も個別に行っている会社もあった。
--	--

<暫定、復旧対応のための人員の確保>

概要	緊急入出荷に向けた人的リソースの確保の観点から、自社社員向けに安否確認システムを用いて、安否と参集可否を確認し、招集する会社が多くみられた。 (緊急情報伝達システムを併用する会社もあり。) (関係会社や委託先の人員については、<関係会社・委託先の状況確認>の項を参照。)
課題	*夜間発生時における人員参集が不透明 BCP 発動の前提として、日中発災で人的被害がないとしている会社があった。この会社は発災から 13 時間後の非常用発電機の発動までは点検に注力するとしており、日中の発災であれば交替勤務の昼勤社員と日勤社員、協力会社もいるので問題ないとしていた。一方、夜間は交替勤務の夜勤社員しかおらず、参集前の安全確保や移動手段を考えると想定しているタイムスケジュールでの対応は困難であり課題であると認識していた。 その他にも、夜間発災の場合、点検要員の参集に係る時間や参集可能要員が読めないとする会社もみられた。ただ、実際には夜間の点検は安全上も厳しいとし、災害時ほど安全を重視すべきという観点から、夜が明けてから実施するとしていた。
好事例	*夜間参集体制の確保 発災後すぐに参集できるよう、製油所の幹部用に近隣住宅の借り上げを行う、宿日直を 5 名体制とする、年末年始や大型連休時も参集可能となるよう遠出しないようにする要員を当番で決めているとする会社があった。 *夜間参集訓練の実施 参集訓練を実施し、夜間であっても発災後 30 分間で 5 割、1 時間で 9 割参集可能としている会社があった。(抜き打ちでの訓練実施もあり。)

<製品の品質確認>

概要	緊急入出荷用製品の品質確認体制は、各社とも一定程度検査済みの製品をストックしており、少なくとも発災後 24 時間以内の入出荷時においては対応可能としている。 また、検査室の耐震化や、製品のストックがなくなるまでの間は非常用発電機の起動を可能とすることで、ストックがなくなった後の検査体制も問題ないと
----	---

	していた。
課題	—
好事例	—

<緊急出荷の開始>

概要	緊急入出荷時には、通常のローリー出荷に加え、ドラム缶での出荷もありうる。ローリーでの出荷については、基本的には非常用発電機の起動により平時同様にシステムを使用可能な状況で実施するとしている会社が多くみられた。仮にシステムが使用不可の場合であっても、社員の立ち合い等で対処していくとしている。（その場合、対応可能な分量は限られるとのこと。） 一方、ドラム缶での出荷については、手順を定め訓練も実施しているものの、平時にはないオペレーションであることから、スムーズに実施可能かどうか、やや不安視している状況が伺われた。
課題	* 平時と異なるローリーへの対応 ローリー出荷時の方法は各社によって異なるため、平時に当該製油所で積み込みをしていないローリーに対して緊急出荷をする際の所要時間については確認が必要としている会社があった。（その場合、安全教育等のインストラクションが必要となると考えられるが、手続きの簡素化や社員立ち合い等でカバーすることになるとのこと。） 一方、そもそも平時に当該製油所で積み込みをしていないローリーの受け入れは、各社の製品スペックが違うので臨機応変な対応が難しいと思われることから現実的ではなく、そのようなケースは想定していないとする会社もあった。 * ドラム缶対応はイレギュラー ドラム缶による出荷に際しては、ローリー出荷用のレーンの一部をドラム缶用の装備に付け替える作業が必要であるが、付け替え訓練はしており、注入も難しくはないとし、更にドラム缶出荷対応は潤滑油の部署が慣れているので対応するとしている会社があった。ただ、ドラム缶出荷は平時には行われなため、ラインの確立には一定程度時間が必要であり（3、4時間必要）、作業スピードの関係で多くの出荷は難しく、またドラム缶用の倉庫は停電すると運び出せない（自動倉庫なので停電時は稼働せず、また非常用発電機の対象にもなっていない）という会社もあった。 また、ドラム缶出荷は自衛隊向けであり、その要請がきてからの対応となるが、自衛隊との訓練はこれまでのところ実施実績はないとコメントする会社もあった。（一民間企業から声掛けするものではないとの認識とのこと。）
好事例	* 自社社員によるローリー出荷時対応体制の確保 緊急出荷時には自社社員が積み込みを行い、所定の位置にローリーを止めれば

	あとは問題ないとしている会社があった。（その際、車両検査も行わないが、平時に当該製油所で積み込みをしていないローリーの場合には、簡易的な点検（外観等で確認する程度）を行う必要がありうるとしている。） また、個別に積み込み担当は決めてはいないが、必要な要員は確保できるように設定し、12 時間交代でシフトを組んで人をやりくりする予定としている会社もあった。
--	---

<その他>

緊急入出荷のオペレーション以外の課題として、以下のようなコメントも挙がった。

* 南海トラフ巨大地震への対応について 南海トラフ巨大地震等の前提をおいてマニュアル等を設定しているが、前提から外れたことが起きたときには、発災後、安全を確保し 24 時間以内の供給を求められているものの、状況によってはシナリオ通りに対応できないということはある。また、南海トラフ地震臨時情報への対応は、実際に状況を見ないと考えづらいが、BCP の発動状態をどの程度維持するかが課題と考えている。
* オンラインの併用について（新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて） 新型コロナウイルス感染症への対応を経た変化という意味では、特に本社では参集できない状況下、オンライン会議も使用して訓練しているが、オンラインだと、どのような情報をどこに伝えるべきかが見えにくいということを課題として感じている。

4.3 現地調査結果のフィードバック

今年度の現地調査結果のフィードバックは、系列 BCP 格付け審査評価結果フィードバックと同時に実施した。フィードバックでは、現地調査結果について事務局から説明を行った後、質疑応答という流れで実施した。

5. 石油業界全体としての取組の方向性及び今後の本事業に関する提言

【実効性の向上について】

昨年度までの系列 BCP 格付け評価では、石油連盟が平成 25 年 12 月に策定した「巨大地震等に対する石油会社の BCP ガイドライン」を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ大地震等発生時においても「早期に平常時の 1/2 程度の入出荷機能を確保」するために必要な取組について評価を実施し、全社で「S」評価を獲得した。

今年度は、石油連盟が令和元年 10 月に策定した「地域的な地震・津波等に対する石油会社の BCP ガイドライン」を踏まえ、地域的な地震・津波等発生時においても「平時と同程度の出荷能力を維持」という、より高い目標を追加し、これに必要な取組について評価を実施したが、4 社が「S」、1 社が「A」という評価結果となった。

これらの結果から、取組のベースとなる計画については、首都直下地震・南海トラフ地震に加え、地域的な地震津波等が発生した場合でも、供給回復目標の達成に向けた活動が可能な体制が整備されていると考えられる。

一方で、計画のレベルが一定水準に達したとしても、本社及び各基地の現場にまで BCP が浸透し、全国でいつ地震が発生したとしても対応可能な高い実効性を確保するためには、引き続き大きな努力が必要であり、継続的な取組と改善が求められるところ、各社においては、今後も訓練等を経た定期的な課題の洗い出しと見直し・改善活動が不可欠である。

【新しい災害関連情報への対応について】

気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発出された場合や、南海トラフ震源域の西側または東側のみで地震が起こる「半割れ」ケースが起こった場合については、現在想定している BCP 体制に何らかの制約が生じる可能性があり、体制の見直しや対応の具体化について検討していくことが必要と考えられる。また、今年度は日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定が公表され、東京都は首都直下地震の被害想定の見直しを現在行っているところである。このように災害に関する情報は日々更新されているため、BCP を策定した後も、新たな情報を収集し、自社の対策に迅速に反映させていくことが極めて重要である。

【現地調査の方向性について】

今年度の新たな取り組みとして現地調査を実施したが、実際の現場において手順を担当者から直接伺うことで、これまでの文書審査だけでは見えにくかった実態についてより具体的に把握できることが分かった。特に BCP の実効性を確認する方法として、現地調査は有効であると考えられる。また、直接話を伺うことで、各社が考えている懸念点等についても把握することが可能であり、業界全体及び各社の課題の把握にも有効と考えられる。

現地調査で得られた結果の活用については、以下のような方法が考えられる。まず、各社に比較的共通していると思われる課題については、今後の本事業における重点テーマの候

補として検討し、文書審査や現地調査で更に掘り下げていくとともに、業界全体として解決の方向を検討する対象としていく。次に、各社個別の課題については、今後の文書審査等におけるフォロー対象とし、改善状況をモニタリングしていく。また、好事例については、各社に紹介し今後の改善に活用頂く。

今後の現地調査の方向性については、その目的により大きく二つ考えられる。

一つ目は、文書審査を補足するものとして実施するという方向性である。この場合、各社の文書審査の結果を踏まえ、その実施状況を現地確認するという趣旨が主となることから、全体としてのテーマ設定は持ちつつも、各社ごとに現地で確認すべきことを具体的に明確化して進めることとなる。また、各社に対する公平性を担保するための方策として、テーマや主な確認事項を委員会で合意し、実際の調査は固定したメンバーにて対応する等の工夫が必要である。二つ目は、業界全体の課題を把握するために実施するという方向性である。この場合、主に調査先の考えや懸念を確認することが主となることから、現地の状況を確認しつつ、それに紐づけて現場の担当者等から率直な懸念等を聞き出すことになる。それに伴い、調査先ごとに調査内容にややムラが出たりする場合があるが、それらの均一性より、率直な意見を出しやすくするための工夫が求められる。

以上

別添 1：令和 3 年度統一フォーム

【フォーム1】達成状況の確認と前回審査からの改善点

総括	取り組みの全体状況 (COVID-19の流行等への対応も含む)		
	現状の課題 (COVID-19の流行等への対応も含む)	人的側面	
		物的側面	
		その他	
	上記の課題を踏まえた今後の対応方針 (COVID-19の流行等への対応を通じ、災害時における事業継続力の維持・向上に向けた検討が行われているか等)		

○各評価項目の達成状況の確認と前回審査からの改善点

項目				達成状況				前回審査からの改善点や特に優れた取り組み ※昨年度審査フィードバックを踏まえた改善点等もご記入ください。 ※訓練の実施に関してはフォーム3へご記入ください	
項番	評価項目			評価基準	達成 状況	系列 B C P の記載箇所			
						文書名、項目等	ページ番号		
A-1	目標設定が求められているレベルと整合しているかの確認	供給回復目標	ー	可	ア	地震発災時の入出荷機能の確保に要する日数について、「目標の日数」が明確になっている。 ・（首都直下地震及び南海トラフ巨大地震）被災製油所における平常時の 1 / 2 程度の入出荷機能の確保を目標とする ・（地域的な地震・津波）被災地における平常時と同程度の入出荷機能の確保を目標とする			
					イ	上記「目標の日数」の達成に向けたボトルネックを認識している。			
					ウ	上記ボトルネックに対する具体的な対策が立案されている。			
					エ	上記ボトルネックに対する具体的な対策実施計画が策定されている。			
					オ	経営層が上記計画を承認し、全社的な取り組みとなる土壌が整えられている。			
				良	カ	首都直下地震や南海トラフ巨大地震発災時の被災製油所及び地域的な地震・津波等発災時の被災地における入出荷機能の確保に要する日数について、「現状の日数」を把握できている。			
					キ	上記「目標の日数」をある程度高い水準（3日以内）で設定している。			
				ク	上記達成に向けたロードマップを具体的に策定している。				

項目				達成状況					前回審査からの改善点や特に優れた取組み ※昨年度審査フィードバックを踏まえた改善点等もご記入ください。 ※訓練の実施に関してはフォーム3へご記入ください	
項番	評価項目			評価基準			達成 状況	系列ＢＣＰの記載箇所		
								文書名、項目等		ページ番号
B-1	供給回復目標の達成に必要な機能の確認	本社機能の確保	本社機能の確保	可	ア	本社において重要業務を継続するための環境（災害時の指揮命令体制、人員（非常呼集スキーム、代替要員の指名）、食料、水、本社社屋で業務を継続できるだけの耐震性、非常要発電機の確保）を整備している。				
					イ	本社社屋が使用不可能となることを想定し、第2本社を設定している。				
				良	ウ	第2本社での業務継続の実効性の向上に向けた、具体的な対応方針の策定を行っている。				
					エ	上記に向けた、課題の抽出を行っている。				
					オ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。				
B-2			安否情報の収集	可	ア	従業員の安否確認に関するルールが整備されている。（油槽所も含む）				
				良	イ	従業員の安否確認を効率的に実施するための手段（安否確認システム等）が整備されている。（油槽所も含む）				
					ウ	従業員の安否確認を効率的に実施するための手段（安否確認システム等）の実効性の確認を行っている。（油槽所も含む）				
					エ	従業員の安否確認を効率的に実施するための手段（安否確認システム等）の登録情報の最新化を行っている。（油槽所も含む）				
					オ	安否確認システムが利用出来ない場合を想定し、安否確認の方法を複数手段検討している。（油槽所も含む）				
B-3		受注・配車機能の確保	受注・配車業務の維持	可	ア	受注システムや配車システム（ICT）を確保して受注や配車を管理し、運送会社に対して指示を出すための方針（人員の確保、データセンターの耐震性の確保、食料、水、電力の確保、通信手段の確保等）を策定している。（油槽所も含む）				
				良	イ	情報システムが停止することを想定し、情報システムの二重化対策（バックアップセンターの設置等）の対策を実施している。（油槽所も含む）				
					ウ	平常時の受注・配車業務の実施拠点の機能が停止することを想定し、業務オペレーションの二重化対策（代替拠点の確保、代替要員の確保、必要なデータの準備等）を実施している。（油槽所も含む）				

項目				達成状況					前回審査からの改善点や特に優れた取組み ※昨年度審査フィードバックを踏まえた改善点等もご記入ください。 ※訓練の実施に関してはフォーム3へご記入ください			
項番	評価項目			評価基準			達成 状況	系列ＢＣＰの記載箇所				
								文書名、項目等			ページ番号	
B-4			タンクローリーの確保	可	ア	想定被災圏外からのタンクローリーの確保（応援投入）に関する方針（タンクローリーの応援要請先の決定等）を策定している。なお、タンクローリーとは車両およびドライバーの双方を考慮する。						
イ			想定被災圏外からのタンクローリーの確保（遠距離配送）に関する方針（タンクローリーの応援要請先の決定等）を策定している。なお、タンクローリーとは車両およびドライバーの双方を考慮する。									
良			ウ	タンクローリーの確保に向けた、運送会社も含めた対応手順（体制の整備、被災運送会社への業務再開サポート等）の具体的な内容を策定している。（油槽所も含む）								
			エ	業者との災害時の応援に関する備え（BCPの取り組み状況の確認）を行っている。（油槽所も含む）								
B-5			ドラム缶輸送の確保	可	ア	被災時におけるドラム缶の調達方針（ドラム缶の調達先や輸送事業者候補の事前検討）を策定している。（油槽所も含む）						
					良	イ	ドラム缶輸送の確保（ドラム缶の確保、輸送手段の確保）に向けた協力会社も含めた対応手順（体制の整備、および被災運送会社への業務再開サポート等）の具体的な内容を策定している。（油槽所も含む）					
				ウ		業者との災害時の応援に関する備え（BCPの取り組み状況の確認）を行っている。（油槽所も含む）						
				B-6	SS管理、支援機能の確保		SSの営業状況の情報収集	可	ア		SSの被害状況、石油製品の在庫情報の収集に関する方針（必要な営業情報を迅速に収集するための優先順位等）が策定されている。	
良	イ	SSの被害状況、石油製品の在庫情報の収集に必要な被災時でも利用可能な通信手段（衛星電話、MCA無線等）の整備を行っている。										
B-7		SSの営業の応援支援				可	ア	被災地域で営業を継続するSSに対する、本社または被災していないSS等からの応援部隊の派遣に関する方針が策定されている。				
						良	イ	東日本大震災等の過去の経験に基づいた、応援部隊の派遣に関する具体的な計画（要員の相当数の確保等）が策定されている。もしくは、ただちに社内から応援部隊を召集する仕組み(応援要員の事前指名等)が整っている。				
B-8			SSの復旧支援		可	ア	損壊した設備の復旧のための応援部隊を本社または被災していないSS等から派遣することに関する方針が策定されている。					
					良	イ	SSの設備の早期復旧に向けた協力会社も含めた具体的な対応手順（体制の整備、被災運送会社への業務再開サポート等）の具体的な内容を策定している。					
B-9		対象とする基地の入 出荷機能の確保	対象とする基地の被害情報、 在庫情報の情報収集	本社側	可	ア	対象とする基地 から被災時に収集すべき情報の種類を明確にし、対象とする基地 から被害情報、在庫情報を収集するために必要な被災時でも利用可能な通信手段を必要な部署・人員に配備している。					
					良	イ	衛星電話やMCA無線、携帯電話の「災害時優先電話化」など、被災時に利用可能な通信手段を複数準備している。					

項目				達成状況				前回審査からの改善点や特に優れた取組み ※昨年度審査フィードバックを踏まえた改善点等もご記入ください。 ※訓練の実施に関してはフォーム3へご記入ください			
項番	評価項目			評価基準		達成状況	系列BCPの記載箇所				
							文書名、項目等			ページ番号	
B-10			対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集	基地側	可	ア	対象とする基地から被災時に収集すべき情報の種類を明確にし、周辺インフラの情報を収集するために必要な被災時でも利用可能な通信手段を必要な部署・人員に配備している。				
			良		イ	衛星電話やMCA無線、携帯電話の「災害時優先電話化」など、被災時に利用可能な通信手段を複数準備している。（油槽所も含む）					
B-11			被災した対象とする基地の支援		可	ア	被災した対象とする基地における入出荷業務、復旧業務、二次被害防止業務の応援部隊を、本社または被災していない対象とする基地等から派遣できる体制が整っている。				
					良	イ	想定する災害（首都直下地震、南海トラフ巨大地震や地域的な地震等）が発生した場合においても、被災した対象とする基地を支援するためのリソースを確保するための具体的なプランを策定している。				
B-12			装置や設備の安全確認を行い、被害情報、在庫情報を収集し、本社等へ報告		可	ア	被災時に収集すべき情報の種類を明確にし、本社に対象とする基地の被害情報、在庫情報を報告するために必要な被災時でも利用可能な通信手段を必要な部署・人員に配備している。				
					良	イ	衛星電話やMCA無線、携帯電話の「災害時優先電話化」など、被災時に利用可能な通信手段を複数準備している。（油槽所も含む）				
B-13			対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集		可	ア	被災時に収集すべき情報の種類を明確にし、本社に周辺インフラの情報を報告するために必要な被災時でも利用可能な通信手段を必要な部署・人員に配備している。（油槽所も含む）				
						イ	発災時の基地からの出荷再開に向けた対応について、関係する所在自治体等を把握している。（都道府県・市町村に対する周辺道路の優先啓開、警察に対する停電時のローリー先導等）				
					良	ウ	衛星電話やMCA無線、携帯電話の「災害時優先電話化」など、被災時に利用可能な通信手段を複数準備している。（油槽所も含む）				
						エ	発災時の基地からの出荷再開に向けた対応について、所在自治体等と意見交換等し、依頼・合意している。（都道府県・市町村に対する周辺道路の優先啓開、警察に対する停電時のローリー先導等）				
B-14			対象とする基地の早期復旧		可	ア	復旧計画を立案し、本社に対して必要な人員、資機材、その他の支援物資を要請するための方針を策定している。（油槽所も含む）				
						イ	想定する災害（首都直下地震、南海トラフ巨大地震や地域的な地震等）発生時においても、対象とする基地の建物の倒壊や設備・人員が甚大の被害を受けないようにするための減災対策の方針・計画を策定している。				
					良	ウ	早期の復旧に必要な資機材（調達に長期間要する資機材等）を用意するための計画を策定している。（油槽所も含む）				

項目				達成状況				前回審査からの改善点や特に優れた取組み ※昨年度審査フィードバックを踏まえた改善点等もご記入ください。 ※訓練の実施に関してはフォーム3へご記入ください			
項番	評価項目			評価基準			達成 状況			系列 B C P の記載箇所	
										文書名、項目等	ページ番号
C-1	供給回復後に供給能力の維持に必要な機能の確認	バックアップ機能	増産計画の策定	可	ア	被災時において、被災していない製油所における増産計画を策定し、被災していない製油所に対して指示を行うプロセスを被災時の需要、供給量を想定しつつ具体的な計画として明確化している。（油槽所も含む）					
			イ		上記対応を実施する環境（マクロ需給試算のシステム、要員の確保、通信手段等）を整備している。（油槽所も含む）						
C-2				石油製品の手配及び輸送	可	ア	災害時に必要となる石油製品の手配及び輸送（輸入・転送）に関する方針（船会社候補の決定、鉄道会社との調整等）を策定している。				
C-3			他社又は海外からの石油製品の調達	可	ア	他社又は海外企業からの石油製品の調達についての方針（どの企業と調整するのか）を策定している。（油槽所も含む）					

【フォーム2】拠点毎の被害・課題・取り組み状況全体像

[illegible]

【フォーム3】訓練取り組み達成状況

総括	訓練に関する取り組みの全体状況	
	モデル事業所以外の基地における訓練の実施状況 （モデル事業所と比較し、劣後している点や課題認識等）	
	モデル事業所における取組の他基地への展開状況・今後の予定等	

○本社及びモデル事業所における訓練の実施概要及び課題等

拠点名		モデル事業所として 選出した理由	訓練実施日	訓練シナリオ（想定した被害等）	参加者 （社内：部署、社外：組織名）	拠点として抽出した課題	課題に対する今後の対応
本社							
モデル製油所名							
モデル油槽所名							
※モデル事業所以外の基地で特筆すべき訓練がある場合、こちらに記載をお願いします。 （複数ある場合、行を追加してください。）							

○各評価項目の本社及びモデル事業所における達成状況の確認

項目				達成状況					訓練における各評価項目の気づき 及び抽出された課題	課題に対する今後の対応	
項番	評価項目			評価基準			達成状況				
							本社	モデル製油所			モデル油槽所
B-1	供給回復目標の達成に必要な機能の確認	本社機能の確保	本社機能の確保	良	ア	第2 本社の立ち上げを想定した訓練を実施し、課題の抽出を行っている。					
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。					
B-2		安否情報の収集	良	ア	安否確認を効率的に実施するための手段及び安否確認システムが利用出来ない場合を想定した訓練を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）						
				イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）						
B-3		受注・配車機能の確保	受注・配車業務の維持	良	ア	情報システムや平常時の受注・配車業務の実施拠点の機能が停止した場合を想定した訓練を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）					
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）					

項目				達成状況					訓練における各評価項目の気づき 及び抽出された課題	課題に対する今後の対応			
項番	評価項目			評価基準			達成状況						
							本社	モデル製油所			モデル油槽所		
B-4			タンクローリーの確保	良	ア	業者との災害時の応援に関する備え（合同訓練）を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）							
			イ		上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）								
B-5			ドラム缶輸送の確保	良	ア	業者との災害時の応援に関する備え（合同訓練）を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）							
			イ		上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）								
B-6		SS管理、支援機能の確保	SSの営業状況の情報収集	良	ア	SSや協力会社を含めた訓練を実施し、課題の抽出を行っている。							
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。							
B-7			SSの営業の応援支援	良	ア	SSや協力会社を含めた訓練を実施し、課題の抽出を行っている。							
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。							
B-8			SSの復旧支援	良	ア	SSや協力会社を含めた訓練を実施し、課題の抽出を行っている。							
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。							
B-9		対象とする基地の入出荷機能の確保	対象とする基地の被害情報、在庫情報の情報収集	本社側 良	ア	被災時に利用可能な通信手段を用いた対象とする基地の被害情報、在庫情報の収集訓練を実施し、課題の抽出を行っている。							
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。							
B-10			対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集	良	ア	被災時に利用可能な通信手段を用いた対象とする基地の周辺インフラの情報収集訓練を実施し、課題の抽出を行っている。							
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。							
B-11		被災した対象とする基地の支援	良	ア	被災した対象とする基地を支援するためのリソースを確保するための訓練を実施し、課題の抽出を行っている。								
				イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。								
B-12		装置や設備の安全確認を行い、被害情報、在庫情報を収集し、本社等へ報告	基地側 良	ア	被災時に利用可能な通信手段を用いた、被害情報、在庫情報の収集、本社への報告訓練を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）								
				イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）								

項目				達成状況				訓練における各評価項目の気づき 及び抽出された課題	課題に対する今後の対応				
項番	評価項目			評価基準			達成状況						
							本社			モデル製油所	モデル油槽所		
B-13			対象とする基地の周辺インフラ（道路、港湾）の情報収集	良	ア	被災時に利用可能な通信手段を用いた、周辺インフラの情報収集、本社への報告訓練を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）							
			イ		上記訓練を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）								
B-14			対象とする基地の早期復旧	良	ア	被災した対象とする基地の早期復旧に向けた訓練を実施し、課題の抽出を行っている。							
					イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。							
					ウ	系統電源供給が停止した際、非常用発電機を活用すること等により、出荷能力が維持できるよう訓練を実施している。							
C-1			供給回復後に供給能力の維持に必要な機能の確認	バックアップ機能	増産計画の策定	良	ア	被災時において、被災していない製油所における増産計画を策定し、被災していない製油所に対して指示を行うプロセスを実施するための具体的な準備やシミュレーション訓練等を実施し、課題の抽出を行っている。（油槽所も含む）	C-1に関しては、モデル製油所・油槽所が被災しなかった場合を想定しての訓練有無をご記載ください。				
	イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）											
C-2		石油製品の手配及び輸送			良	ア	首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの幾つかの脅威において、石油製品の輸送手段（輸入・転送）に関する具体的な準備・シミュレーション等を行い、課題の抽出を行っている。						
						イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。						
C-3		他社又は海外からの石油製品の調達			良	ア	首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの幾つかの脅威において、他社または海外からの石油製品の調達に関する具体的な準備・シミュレーション等を行い、課題を抽出している。（油槽所も含む）						
						イ	上記課題を踏まえ、対策の強化を行っている。（油槽所も含む）						